

北海道深川東高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に関する基本理念

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの防止等のための対応に係る基本方針を策定し、生徒が互いの違いを認め合い、支え合い、健やかに成長できる環境をつくるとともに、生徒の尊厳を保持することを目的とした対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき本校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

3 いじめの定義（内容・要因・解消は別紙を参照）

本基本方針におけるいじめについて、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な攻撃を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その程度や回数、加害者側の意図は関係なく当該行為の対象となった生徒が「つらい」と精神的な苦痛を感じているものをいい、積極的に認知することとする。「けんか」についても「双方のいじめ合い」ととらえる。

具体的ないじめの態様（内容）には、次のようなものがある。

○冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

○仲間はずれ、集団による無視をされる

○わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたり、暴力行為を受ける

○金品を要求される

○金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

○嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことを強要される

○パソコンや携帯電話等で、虚偽の情報を流されたり誹謗中傷をされたりする等

4 いじめ防止のための組織

（１）名称 いじめ防止対策委員会

（２）構成 校長、教頭、生徒指導部長、各学年主任（必要に応じて、当該学級担任、当該部活動顧問）、養護教諭
なお、必要に応じて外部有識者（特別支援教育コーディネータ、スクールカウンセラー、北海道教育委員会、北海道関係機関、民間関係機関等）を加えることができる。

5 いじめの防止等に係る対応

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

（１）いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

（２）いじめ防止等に係る校内研修の策定

（３）いじめ防止等に係る関係機関連携

（４）いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする取り組み

（５）いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報

（６）いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報

- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等の外部専門家の招聘
- (10) 年間計画の企画と実施
- (11) いじめ防止基本方針の評価・点検・見直し・意見集約

6 本校全職員によるいじめの未然防止、早期発見・解決に係る具体的な取り組み

(1) 本校職員による未然防止

①各分掌との連携

生徒指導部（厚生係）による全教職員の生徒面談、進路指導部による進路面談、担任による面談等で情報収集や未然防止の意識付けに取り組む。

②各種集会、通信による啓発及び広報

学年集会、全校集会、各種通信（学級通信・学年通信・学校便り等）で未然防止を啓発する。

③スクールカウンセラー、北海道教育委員会、警察など北海道関係専門機関、民間専門機関等の協力による講演会や研修会を実施する。

④日常の教育活動（授業、特別活動、部活動等）を通して、生徒を観察し未然防止を図る。

⑤保護者との緊密な連携で迅速な状況の把握や情報の共有を図る。

(2) 生徒によるいじめ防止のための取り組み

①生徒会執行部およびホームルーム役員の取り組み

生徒会は各ホームルーム役員と連携して、互いに気持ちのよい「あいさつ」に心がけ、生徒が互いに優しく接するように心がける。

②生徒一人一人の才能が発揮でき、生徒同士のコミュニケーションが図れる行事を企画し実施する。

- ・深東祭（学校祭）
- ・夏季体育大会
- ・冬季体育大会
- ・その他

③生徒自らがいじめについて考えていくために「生徒総会」などで「いじめゼロ」などの呼びかけや宣言を行う。

(3) 早期発見・解決

①委員会の定期的な開催と校内外研修による教職員の意識向上と緊密な情報交換を行う。

②日常の教育活動（授業、特別活動、部活動等）や校内巡視を通して、きめ細かく生徒を観察する。

③家庭への日常の報告・連絡・依頼等を通じて、緊密な協力関係を構築する。

④いじめアンケートを実施する。（道教委作成アンケートの利用）

⑤事象に対しその場でいじめでないと即決したり、過小評価をしない。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

○いじめにより本校に在籍する生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間（年間30日間を目安）学校を欠席することを余儀なくされている場合で疑いがあると認めるとき

○生徒や保護者からいじめられている重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 具体的な対応

いじめ防止対策委員会において重大事態と判断した場合は校長決裁後、北海道教育委員会に報告するとともに、全職員の共通理解のもと、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行う。

①問題解決の対応

- ・情報の収集と事実の整理・記録
- ・重大事態対応プロジェクトチームの編成
- ・関係保護者、教育委員会及び警察等関係機関との連携
- ・PTA役員及び同窓会等との連携
- ・関係生徒の指導
- ・関係保護者への対応
- ・全校生徒の指導

②説明責任の実行

- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供
- ・全校保護者への対応
- ・マスコミへの対応

③再発防止への取り組み

- ・教育委員会の連携、外部有識者・専門家との連携
- ・問題の背景と課題の整理
- ・取り組みの見直し、改善策の検討・策定
- ・改善策の実施

8 その他

(1) 校内研修の充実

教職員の共通理解を図るため、いじめを含めた生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間通じて行う。

(2) 学校評価及び家庭・地域との連携

いじめ防止の取り組みについて、保護者や地域に理解を得ることはいじめ問題の認識を広めるとともに、学校評価とした検証を行う。

ア PTA総会などの各種会議

イ 学校評議員会

ウ 本校ホームページ（認知件数「ゼロ」の公表含む）

エ 学校自己評価及び学校関係者評価アンケート

(3) いじめ防止基本方針の点検・見直し

「いじめ防止基本方針」については、「いじめ防止委員会」で随時点検と見直しを行う。なお、見直しにあたっては生徒、保護者、地域代表（学校評議員）、教職員からアンケートや会議等で出されたなどの意見を取り入れる。

＜ 別 紙 ＞

※「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）一部抜粋

（目的）

第一条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（いじめの禁止）

第四条 児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

※いじめの内容・要因・解消について 北海道いじめ防止基本方針より一部抜粋

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為⁴として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童生徒の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集行的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ「児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定 感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合はこの目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

いじめ防止対策委員会設置要項

1 目的

いじめの防止について、校長が別に定めた「北海道深川東高等学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解決および再発防止を図り、生徒が安心して学べる学校づくりを推進する。

2 構成員

委員長 校長

副委員長 教頭

委員 生徒指導部長、各学年主任（必要に応じて当該学級担任、当該部活動顧問）、養護教諭。なお、必要に応じて外部有識者（特別支援教育コーディネータ、スクールカウンセラー、北海道教育委員会、警察などの北海道関係機関、民間関係機関等）を加える。

3 会議

校長は、いじめ防止対策委員会を主宰し、会議を招集する。司会は教頭が行い、委員が交代で記録をとる。

4 役割

いじめ防止対策委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする取り組み
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等の外部専門家の招聘
- (10) 年間計画の企画と実施
- (11) いじめ防止基本方針の評価・点検・見直し・意見集約

5 その他

この要項に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

6 年間計画（予定）

いじめ防止年間計画	
4月	始業式でのいじめ防止に係る校長講話 新入生オリエンテーションでの生徒指導部によるいじめ防止を含めた講話 各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 「本校のいじめ防止基本方針」のHP掲載 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常） いじめ防止対策委員会の開催（通年を通して随時） 保護者に対しいじめ防止基本方針についての説明
5月	生徒指導部（厚生係）企画による全教職員の生徒面談 各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常） 道教委作成いじめアンケートの実施 生徒会執行部によるいじめ根絶に関わる啓蒙活動 校内研修の計画・立案・実施（コンパスの活用）
6月	各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常）
7月	休業前全校集会でのいじめ防止に係る校長講話 各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常）
8月	各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常）
9月	各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常）

10月	各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常） 生徒会執行部によるいじめ根絶に関わる啓蒙活動 校内研修の計画・立案・実施（コンパスの活用）
11月	各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常） 道教委作成いじめアンケートの実施
12月	休業前全校集会でのいじめ防止に係る校長講話 各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常）
1月	各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常）
2月	各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常）
3月	進路指導部企画による2学年の生徒面談 終業式でのいじめ防止に係る校長講話 各種集会等でのいじめ防止を含めた講話（随時） 担任による生徒面談（随時） 各種通信による啓発（随時） 全教職員による日常の教育活動を等しての生徒観察（日常） 次年度に向けた校内研修の計画・立案・実施（コンパスの活用）

北海道深川東高等学校におけるいじめ対応（流れ図）

